

2. 動線計画

動線は、①主動線、②準主動線、③副動線、④制限するルートの種類あり、それぞれの利用者・幅員やイメージ等は、以下のとおりである。

なお、各動線の幅員については、自然環境保全（貴重な植物・樹木等）のため標準園路を確保できないときは、園路の迂回・幅員の縮小等により対処する

表. II-2-1 動線の利用主体・幅員等

動線種別	主な利用主体	幅員の設定
主動線	・一般利用者 ・身障者（介助者不要） ・管理用車両	管理用車両（軽車両）及び身障者利用可能な幅員として2.0mの幅員を確保 「林業実務必携」
準主動線	・一般利用者 ・身障者（介助者不要）	歩行者と介助者付きで身障者が利用可能な0.9mの幅員を確保 「神奈川県福祉の街づくり条例」
副動線	・一般利用者	歩行者を主体に0.75mの幅員を確保 「自然公園等事業技術指針」
制限するルート	・ボランティア	原則として整備は行わない。現在ある園路をそのまま利用する。一般利用者等の公園利用者は、立入禁止。

出展：環境省自然環境局自然環境整備課（平成13年3月）「自然公園等事業技術指針」
東京農工大学農学部林学科（平成元年）「林業実務必携」
「神奈川県福祉の街づくり条例」（平成14年4月1日施行）

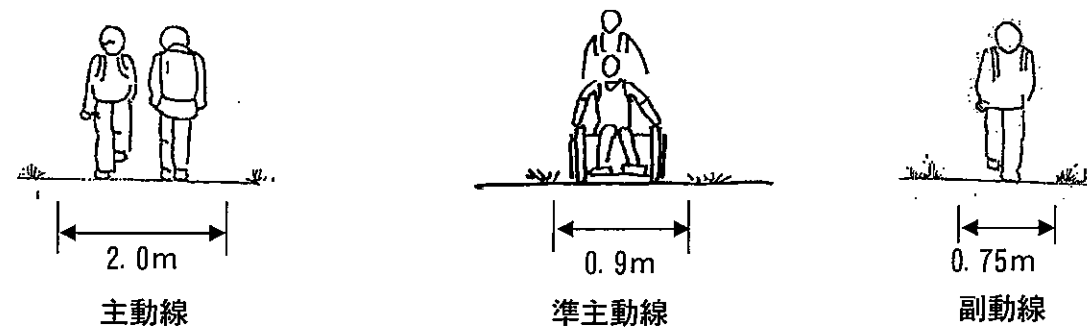


図. II-2-1 動線のイメージ

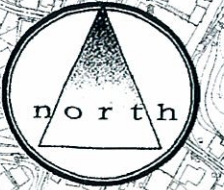
3. 施設計画

主な施設としては、①トイレ、②管理棟、③駐車場・駐輪場、④休憩施設等、⑤サイン類、⑥正面がある。これら主要な施設の方針は、以下のとおりである。

表. II-3-1 主要な施設の方針等

主要な施設	方針等
トイレ	・自然環境の保全や環境への負荷軽減に配慮する。 ・利用頻度を考慮し必要最小限の規模を確保する。 ・主入口付近に設置する管理棟等と、集約的に設置する。
管理棟	・管理棟として必要な最小限の機能を備えることのできる規模とする。 ・機能の集約化を図り規模等を抑えとともに、環境への負荷軽減に配慮し、自然エネルギーの利用等にも配慮する。
駐車場・駐輪場	・徒歩及び自転車による利用を原則とし、一般利用者用の駐車場は確保しない。 ・管理用及び身障者用の駐車場として、適宜サービスヤード等を活用したスペース等を確保する。 ・マイクロバス等による学校の団体利用に対しては、周辺の公共施設等を活用する。 ・一般利用者のための駐車場を設置しないため、主な交通手段が公共交通機関・自転車等となることを広報等により周知させていく。
休憩施設等	・ベンチ等の休憩施設については、高齢者等の利用にも配慮し設置する。 ・設置箇所や形態、構造等については自然環境の保全に十分配慮したものとす。
サイン類	・適正な利用を促すために、都市林を案内し誘導する簡便なサイン類の充実を図る。 ・案内情報は、入口付近において集約的に行うこととし、案内板等の設置については、緊急時の案内誘導に配慮した必要最小限の配置とする。 ・鎌倉らしさ・広町らしさを象徴する伝承・事象・名称等について、サイン類に掲示し、利用者に郷土の大切さを涵養させる。
照明	・原則として防犯上必要な箇所にとどめ、設置箇所、照度、照明方法等については自然環境の保全と環境負荷の軽減を考慮する。

なお、各動線種別の位置を示した、「動線計画図」及び各施設等の位置を示した「基本計画図」は、次頁のとおりである。



貴重な鳥類をはじめとする動植物の保全・エコト
ーンの保全のため、制限するルートとする。

既存の「みち」は比較的広い幅員があるた
め、主動線とする。

露出した樹木の根系の保護と表土の保全並びに貴
重な植物の保全のため、制限するルートとする。

観察および湿地への無秩序な侵入を防ぐため、木道を
設置し、かつ既存の「畦道」の復元を行う。

フクロウの繁殖期（5月～7月（最長で3月～8月））
を避けた期間限定のルートとする。

子どもたちが利用し、自然とふれあえる「みち」であるた
め、自然環境に配慮しつつ可能な範囲で確保する。

露出した樹木の根系の保護と表土の保全
のため、木階段で対応する。（主入口につ
ながる大切なルート）

比較的新しい地すべり箇所の下側のル
ートであり迂回させるため制限する。

表土や樹林環境の負荷を軽減するた
めに重複するルートは制限する。

谷戸の水源を分断させないため必要
に応じて木道で対応する。

露出した樹木の根系の保護と表土の保全
のため、木階段等で対応する。（主入口につ
ながる大切なルート）

谷戸の水源を保全するため、ルートを制限する。







露出した樹木の根系の保護と表土
の保全のため制限する。

表土の保全のため、木階段等で対応する。
（主入口につながる大切なルート）

露出した樹木の根系の保護と表土
の保全のため、ルートを制限する。

表土や樹林環境の負荷を軽減するた
めに重複するルートは制限する。

～凡 例～

-  入口
-  主動線
-  準主動線
-  副動線
-  木道・木階段の範囲
-  制限するルート

□ : 計画区域
面積 : 約48.1ha

動線計画図

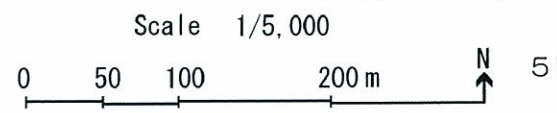
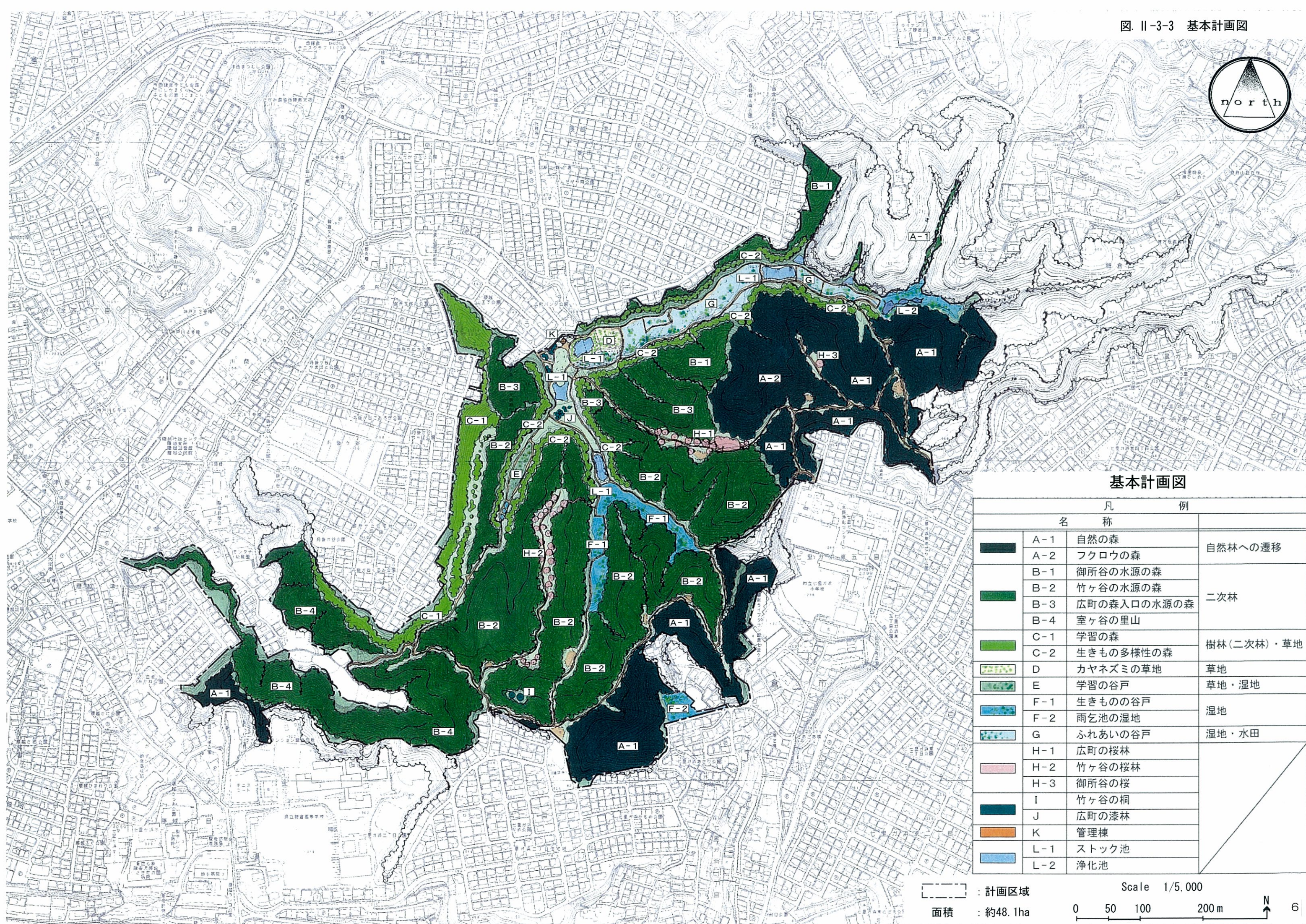
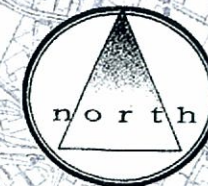


図. II-3-3 基本計画図



基本計画図

凡 例		名 称	
■	A-1	自然の森	自然林への遷移
	A-2	フクロウの森	
■	B-1	御所谷の水源の森	二次林
	B-2	竹ヶ谷の水源の森	
	B-3	広町の森入口の水源の森	
	B-4	室ヶ谷の里山	
■	C-1	学習の森	樹林(二次林)・草地
	C-2	生きもの多様性の森	
■	D	カヤネズミの草地	草地
■	E	学習の谷戸	草地・湿地
■	F-1	生きもの谷戸	湿地
	F-2	雨乞池の湿地	
■	G	ふれあいの谷戸	湿地・水田
■	H-1	広町の桜林	
	H-2	竹ヶ谷の桜林	
	H-3	御所谷の桜	
■	I	竹ヶ谷の桐	
■	J	広町の漆林	
■	K	管理棟	
■	L-1	ストック池	
	L-2	浄化池	

— : 計画区域
面積 : 約48.1ha

Scale 1/5,000

